

(造請一 4 2)

造林事業請負契約書 (案)

- 1 事業名 造林事業 (猪野々山13林班へ4小班外2 改植植付作業外4)
- 2 事業場所 高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林13林班へ4小班 外2
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和7年 月 日から
令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税」という。) 額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項 第35条第4項
×	中間前金払		
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県香美市物部町大栃1539
分任支出負担行為担当官
高知中部森林管理署長 坂本 伸一郎 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			作業仕様	事業期間等
						スギ	ヒノキ	計		
1	改植(植付)	猪野々山	13へ4	0.96	ha	2,000		2,000	2,084本/ha 大苗	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
2	単木保護具 設置	猪野々山	13へ4	0.96	ha					契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	下刈	猪野々山	9と	1.01	ha				筋刈	別途協議
2	防護柵点検 ・簡易補修	猪野々山	9へ	3.00	km				1.50kmを 契約期間内 に2回実施	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
3	防護柵点検 ・簡易補修	猪野々山	9と	2.80	km				1.40kmを 契約期間内 に2回実施	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	単木保護具 補修	猪野々山	9と	500	本					契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

材 料 仕 様 書

- 1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。
- 2 材料の規格及び数量

材 料 名	規 格	数 量	単 位	備 考
スギコンテナ苗	300cc 苗長80cm上 根元径7.5mm上	2,000	本	高知県林業用種苗需給調整苗木
コンテナ苗木袋	1枚40本入	50	枚	
単木保護具	下記参照	2,500	セット	セット内訳は5のとおり

- 3 請負者は、2を購入した時は、遅滞なく納品書を監督職員に提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。
- 4 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。
- 5 単木保護具は下記を1セットとする。

部 材 名	規 格	数 量	単 位
① 保護カバー	ポリプロピレン繊維製 長さ 設置仕様書及び定規図を満たす寸法以上	1	枚
② 支柱	設置仕様書及び定規図に適合するもの	1	式
③ 留め具	ネットと支柱を固定する金具等	1	式
④ 杭	適した長さで強度を有するもの	2	本

- 6 材料は、この仕様書及び別紙「単木保護具設置仕様書（ネットタイプ）」に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。
上記5について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。

(造請－16)

改植作業仕様書(コンテナ苗植栽)

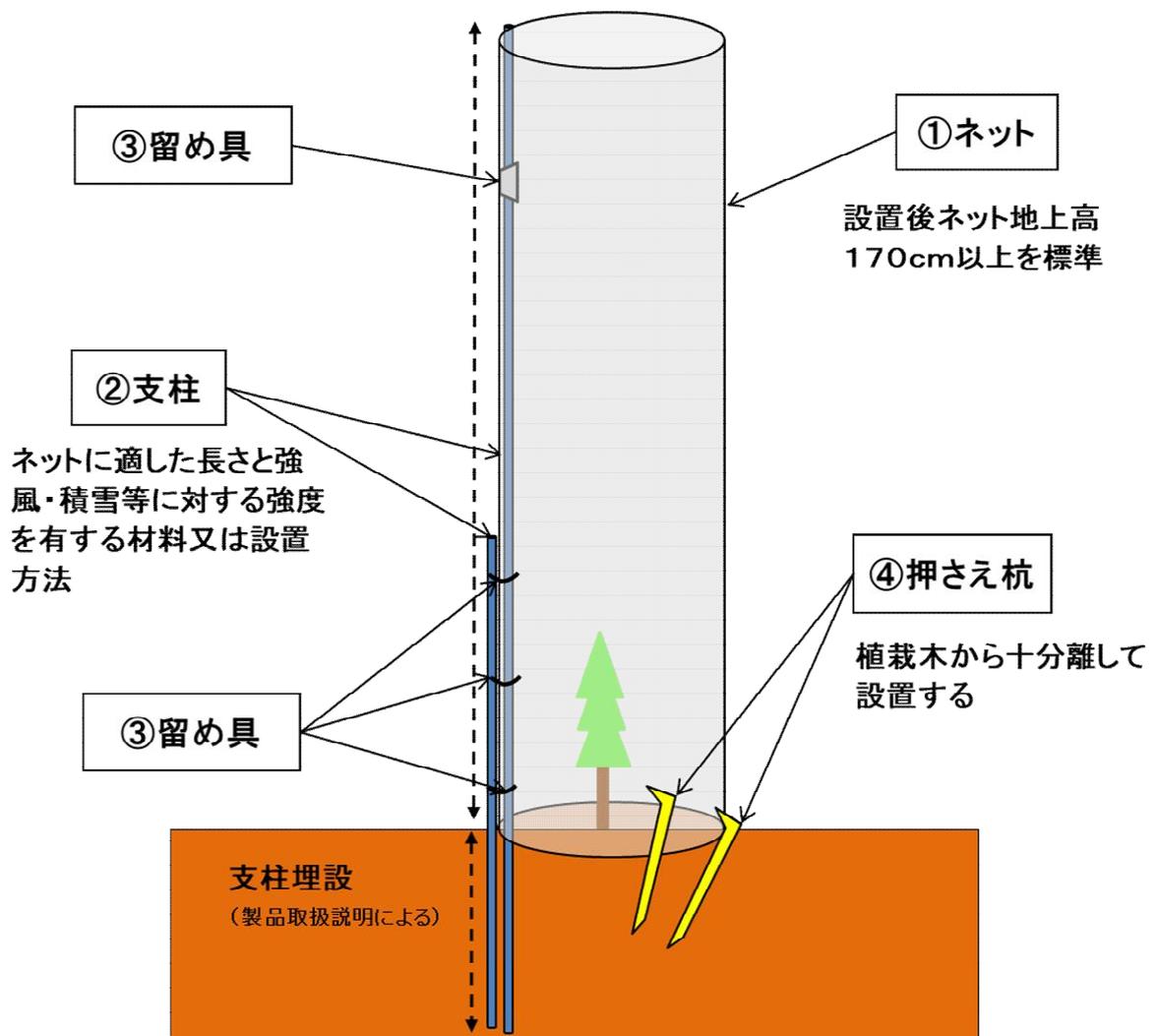
改植作業については、造林事業請負標準仕様書第27・28条によるほか次のとおりとする。

1 植付

- (1) 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - ① 植付本数 ha当たり 2,084 本
 - ② 列間距離 2.0 m 苗間距離 2.4 m
 - ③ 植穴の大きさは、植え付けるコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着できる大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- (2) 前記基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- (3) 植付地点を中心として四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、前記大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- (4) 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- (5) 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- (6) 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- (7) 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- (8) 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- (9) 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- (10) 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- (11) この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

単木保護具設置・補修仕様書及び定規図（ネットタイプ）

1. 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
2. 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
3. ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
4. 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
5. 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
6. 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
7. 補修については、ネット又は支柱が破損しているものを対象とし、既設の単木保護具を全て撤去し、材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
8. 撤去した単木保護具については、指定の場所に集積すること。
9. この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

防護柵点検・簡易補修仕様書

(作業の定義等)

1. 造林作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

(作業要領)

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 請負者は、造林作業の区域に隣接している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
 - (2) 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - (3) 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。
3. 複数回「点検・簡易補修」を実施する場合は、1か月以上期間を開けること。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

(報告)

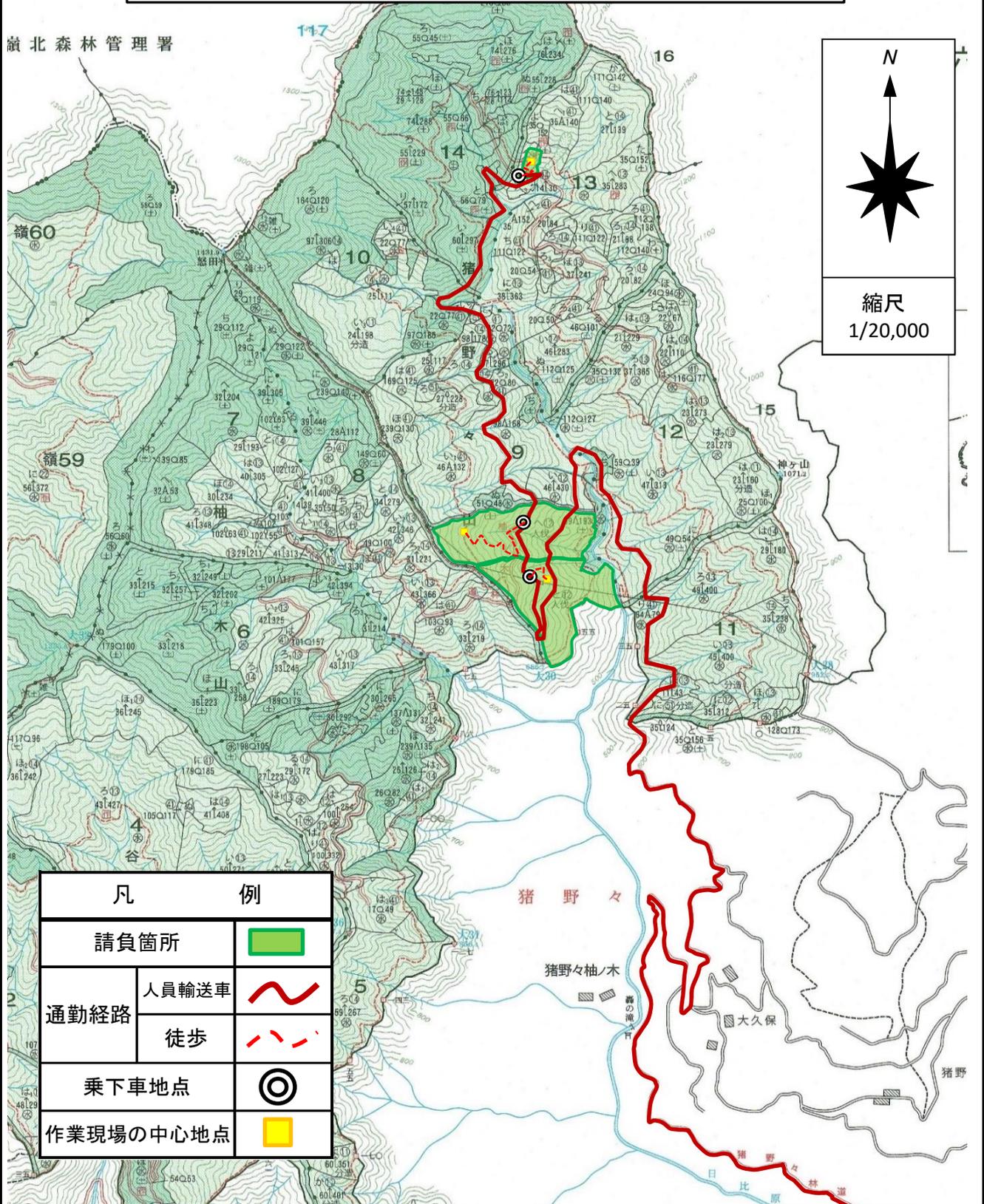
4. 報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に造林作業完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - (2) 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

(その他)

5. 造林作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

令和7年度 造林事業位置図 (猪野々山国有林13林班へ4小班外2改植植付作業外4)

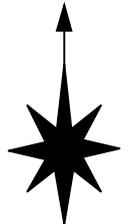
嶺北森林管理署

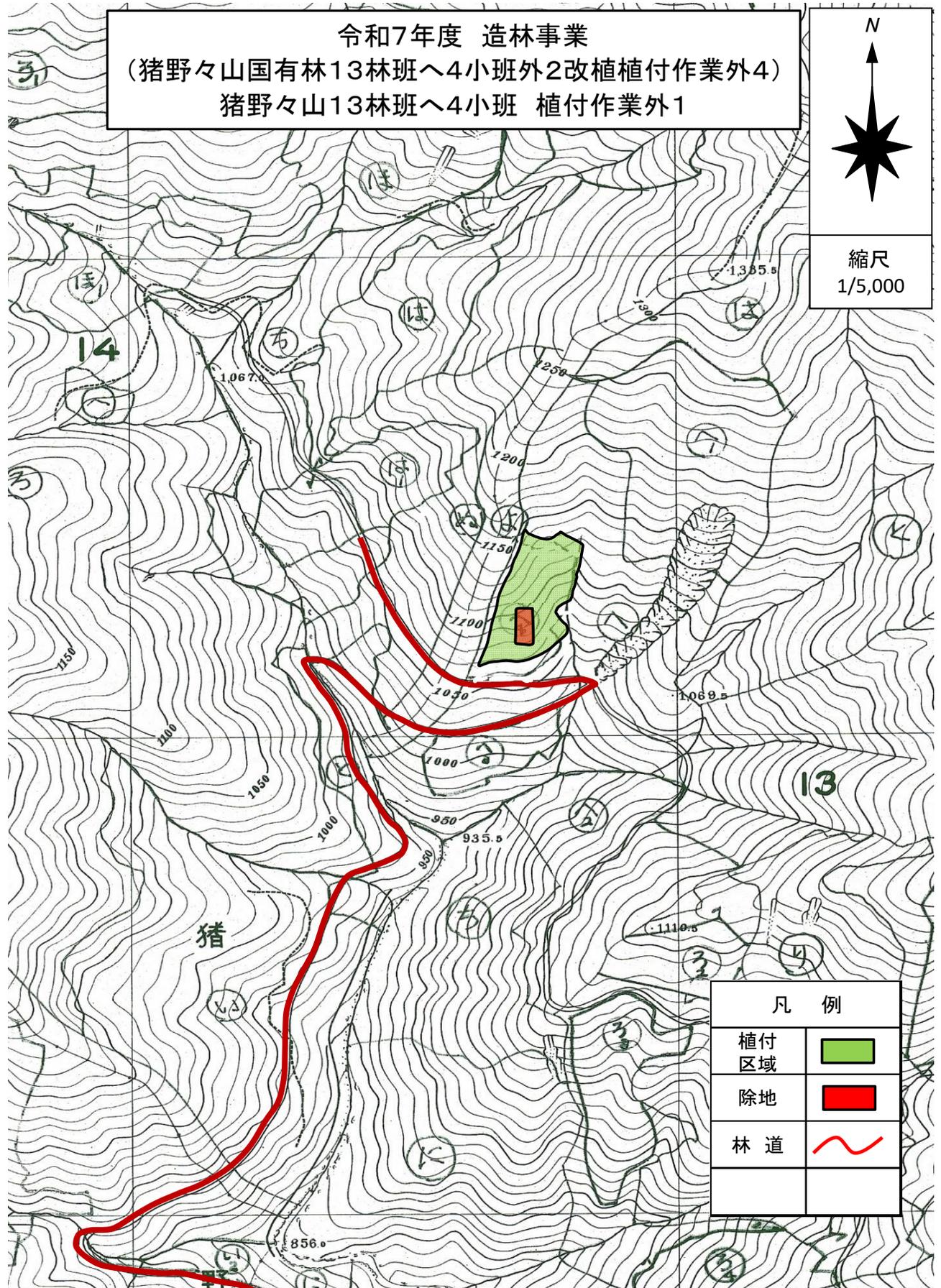


凡 例	
請負箇所	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
乗下車地点	◎
作業現場の中心地点	

記番	林小班	作業種	起点	距離(片道:km)					時間計(分)	備考
				舗装路(二車線以上)	舗装路(二車線未満)	未舗装	徒歩	距離計		
1	13へ4	改植(植付) 単木保護具設置	香美市 物部支所	0.7	9.5	6.5	0.2	16.9	38	
1	9へ	防護柵点検 簡易補修	香美市 物部支所	0.7	9.5	3.6	0.9	14.7	40	
1	9と	下刈 防護柵点検 簡易補修 単木保護具補修	香美市 物部支所	0.7	9.5	3.2	0.2	13.6	28	

令和7年度 造林事業
 (猪野々山国有林13林班へ4小班外2改植植付作業外4)
 猪野々山13林班へ4小班 植付作業外1

N

 縮尺
 1/5,000



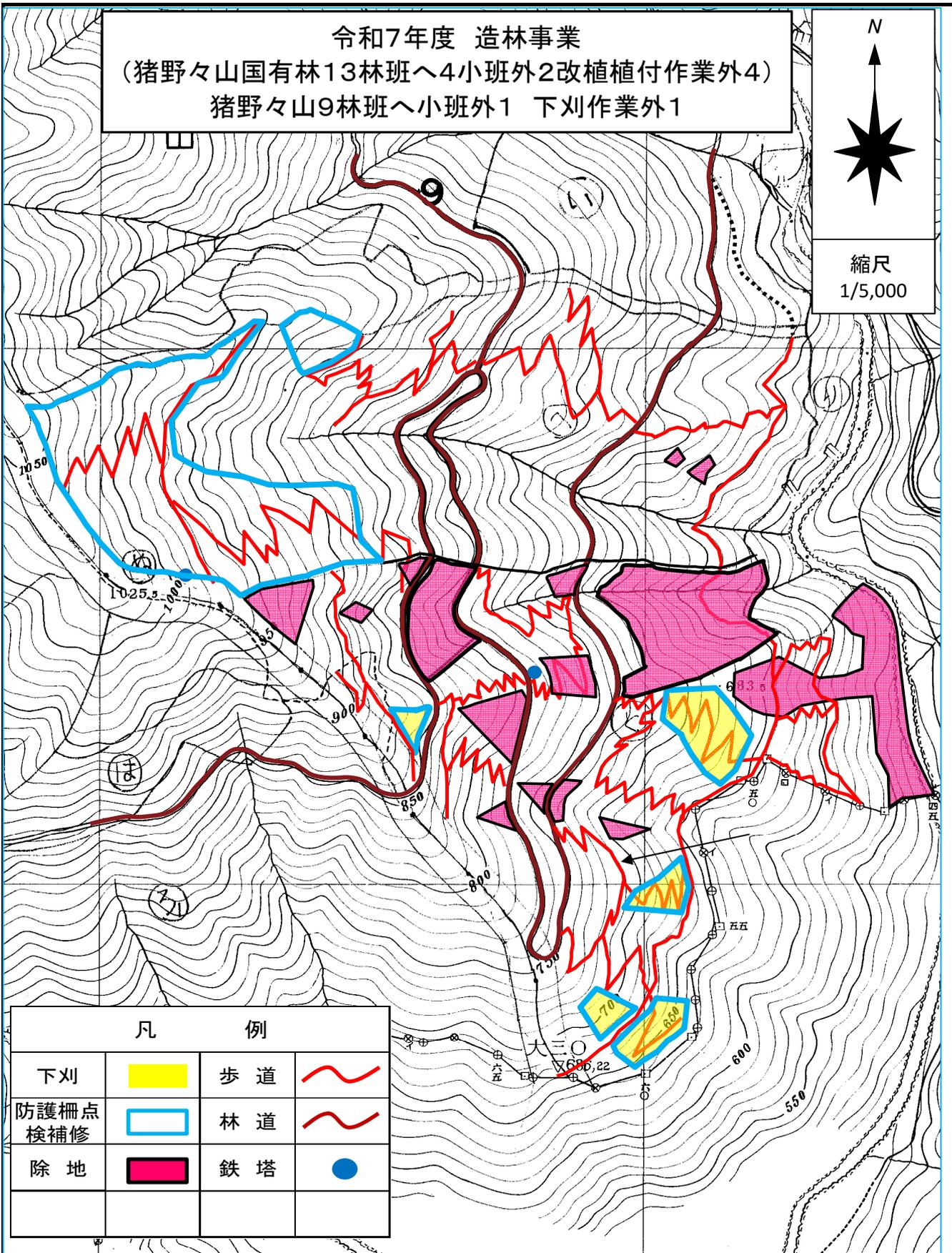
記 番 別 内 訳 表 (改 植 ・ 単 木 保 護 具 設 置)

記番	作業種	林小班	控除区域				請負 面積・距離 ha・m・本	地拵 面積 ha	ヒノキ		スギ		計		備考
			区域 面積 ha	天Ⅱ ha	除外地 ha	計 ha			面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本	
1	改植(植付)	13へ4	1.02	0	0.06	0.06	0.96ha				0.96	2,000			大苗
2	単木保護具設置	13へ4	1.02	0	0.06	0.06	0.96ha								
	計		1.02	0	0.06	0.06	0.96ha	0	0	0			0	0	

令和7年度 造林事業
 (猪野々山国有林13林班へ4小班外2改植植付作業外4)
 猪野々山9林班へ小班外1 下刈作業外1



縮尺
1/5,000



凡 例			
下刈		歩道	
防護柵点検補修		林道	
除地		鉄塔	

記 番 別 内 訳 表 (下刈・防護柵点検・簡易補修)

記番	作業種	林小班	区域面積 ha	控除区域			面積距離 ha・km・本	下刈		ヒノキ		スギ		計		備考
				天Ⅱ ha	除外地 ha	計 ha		面積 ha	面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本		
2	防護柵点検・簡易補修	9へ	14.52				1.50km									契約期間内(2回実施)
1	下刈	9と	13.04		12.03	12.03	1.01ha	1.01	0.5		0.51			1.01		筋刈
3	防護柵点検・簡易補修	9と	13.04				1.40km									契約期間内(2回実施)
	計							1.01	0.5		0.51			1.01		

